

大津市情報公開・個人情報保護審査会答申

( 答 申 第 1 0 3 号 )

令和7年11月5日

大津市情報公開・個人情報保護審査会

# 答 申

## 第1 審査会の結論

天津市代表監査委員（以下「実施機関」という。）が行った公文書非公開決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

## 第2 審査請求の経過

### 1 公文書公開請求

令和6年8月13日、審査請求人は、天津市情報公開条例（平成14年条例第4号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対して「〇〇（以下「本件職員」という。）が〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時頃及び〇〇時〇〇分頃（以下「本件時間帯」という。）に弘文天皇陵の西側方面へと外出し行った業務が分かる文書」の公開を求める公文書公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

### 2 実施機関の決定

令和6年8月20日、実施機関は、本件公開請求に係る公文書（以下「本件公文書」という。）について、公開請求者が指定する日時において、本件職員が業務のために弘文天皇陵の西側方面へと外出したものではないため、業務内容が分かる文書は作成しておらず存在しないとして条例第11条第2項の規定に基づき、本件処分を行った。

### 3 審査請求

令和6年11月25日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

## 第3 審査請求の趣旨

文書を特定し、公開を求める。

## 第4 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 本件職員の勤務時間中である本件時間帯に、業務のため弘文天皇陵の西側方面へと外出した。
- 2 本件職員は業務のために外出しているため、当該業務の内容が分かる文書が作成されているはずであり、本件公文書は存在する。

## 第5 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 非公開とした理由は、実施機関において本件公文書を作成しておらず、存在しないからである。
- 2 実施機関の職員が会議、研修会等に参加する場合には、当該会議等について発出された出席依頼等を資料として残しておくことが一般的であるところ、本件職員について、本件時

間帯において会議、研修会等の用務はなかったため、記録として作成を行わなかった。また、職員が業務を行う場合において、必ずしも当該業務の内容が分かる文書を作成しているわけではない。

- 3 本件職員は、本件時間帯において業務のために外出したのではなく、実施機関の職員が業務でない用務により外出等を行おうとする場合、記録を作成しているものではない。

## 第6 当審査会の判断理由

### 1 本件公開請求について

本件公開請求は、審査請求人が、本件公文書の公開を求めるものである。

### 2 本件審査請求についての検討

審査請求人は本件時間帯における本件職員に係る業務の内容が分かる文書が存在すると主張しているところ、実施機関は本件公文書が存在していないと主張している。実施機関の当該主張の真偽について検討するため、当審査会は、実施機関において、どのような場合に業務に係る記録等を保有しているのかを聴取するとともに、実施機関が持参した公文書のファイルを見分し、本件公文書が存在しているかどうかの確認を行った。

#### (1) 業務に係る記録等の作成について

当審査会は、実施機関における業務に係る記録等の作成について確認を行った。実施機関によると、実施機関の職員が、実施機関を含めた本市の機関や外部の行政機関から会議や研修の受講案内を受けた場合、実施機関の職員が市内外に旅行を行った場合等において、会議や研修の受講案内に関する書類、市内外への旅行の旅費に係る支出命令書等について、公文書を作成し、又は取得しているとのことであった。また、公用車を用いての業務については、その使用記録が残るとのことであった。

業務が分かる書類については、上記のように公文書として記録が残っているものもあるが、業務であっても、必ずしも当該業務の内容等を記録しているわけではなく、仮に業務以外の用務で外出等を行った場合にあっては、一般に年次有給休暇、特別休暇等を取得することとなり、実施機関の職員がこれらを取得した場合にあっては、出勤簿等において記録がなされるということであった。

そして、少なくともこれらの事由に当たらないことから、本件処分に係る本件時間帯に関する公文書は不存在とのことであった。

#### (2) 本件公文書の存否について

本件公文書の存否について確認する必要があることから、実施機関が持参した公文書のファイルを見分し、本件公文書が存在しているかどうかの確認を行った。

当審査会が確認したファイルは、次のとおりである。

作成年度	ファイル管理番号	ファイル名	保存年限
令和6年度	1265217947	令和6年度一般庁内文書	1年
令和6年度	1265217946	令和6年度一般庁内文書<報告・回答>	1年
令和6年度	1265217948	令和6年度一般庁外文書	1年

令和6年度	1265217034	令和6年度復命書	5年
令和6年度	1265217949	令和6年度請求書原本	5年

これらのファイルについて、研修等に出席した際の復命書、資料等、庁内外における通知文等、実施機関に対する請求書、支出命令書等が保存されていた。これらのファイルについて、実施機関が主張するとおり、本件時間帯に係る本件職員が業務を行ったことが分かる書類は存在せず、また、本件公文書が存在しないことを当審査会において確認した。

併せて、本件職員に係る〇〇年〇〇月の出勤簿を確認したところ、本件時間帯において、年次有給休暇、特別休暇等を取得した記録は確認できなかった。

したがって、本件公文書について、当審査会は存在を認めることができず、実施機関の主張に不合理な点はないと判断した。

### 3 結論

以上のとおり、本件公文書は不存在であると認めることができることから、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第7 審査会の処理経過

審査会の処理経過は次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和6年12月25日	諮問書の受理
令和7年8月25日	審議
令和7年9月18日	審議 実施機関からの事情聴取
令和7年10月27日	審議
令和7年11月5日	答申